

企画競争説明書

業務名称：パレスチナ投資と産業振興アドバイザー業務

調達管理番号：22a00921

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月15日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称: パレスチナ投資と産業振興アドバイザー業務

(2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定): 2023年5月 ~ 2026年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後): 契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降): 契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降): 契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
 調達・派遣業務部 契約第一課
 電子メール宛先: outm1@jica.go.jp
 担当者メールアドレス: Nomura.Junko2@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
 パレスチナ事務所

- (3) 日程
 本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 21日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 2月 21日 12時
3	質問への回答	2023年 2月 27日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 3月 3日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 3月 14日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認
 以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。
 (URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)
- 1) 消極的資格制限
 - 2) 積極的資格要件
 - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除
 以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
- 特定の排除者はありません。
- (3) 共同企業体の結成の可否
 共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
 なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあ

ります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記4. (3) 参照
- 2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法: 電子メール

- ① 件名: 「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ: 「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
- ② 件名:(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例:20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.(3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パレスチナ投資と産業振興アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

我が国は 2006 年より、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取組として「平和と繁栄の回廊」構想を掲げ、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの四者協議を通じて地域協力を推進し、パレスチナの経済的自立、域内連携及び相互の信頼醸成を支援してきた。ジェリコ農産加工団地（Jericho Agro Industrial Park、以下「JAIP」）開発は、本構想の旗艦事業であり、JICA は、「ヨルダン渓谷農産加工・物流拠点整備計画 F/S 調査」を始め、パレスチナ工業団地・フリーゾーン庁（Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority、以下「PIEFZA」）（2021 年からは組織統合により投資促進・工業団地庁（Investment Promotion and Industrial Estate Agency、以下「IPIEA」））や JAIP 運営企業への能力強化を通じ、JAIP の運営機能強化を多角的に支援してきた。最近では、「産業振興プロジェクト（以下、「前プロジェクト」という）」（2019 年 3 月～2023 年 3 月）を実施し、工業団地に関する法的枠組みの見直しや JAIP 運営企業のビジネスプランの見直しや運営管理、テナント誘致等に係る支援を行い、工業団地、とりわけ JAIP の発展に貢献してきた。

JAIP は、フェーズ1（11.5ha）、フェーズ2（50ha）及びフェーズ3（50ha）で構成され、段階的に開発・運営が進められている。2022 年時点でフェーズ1については、インフラの整備がほぼ終わり、テナント企業向けの用地は、リース契約を結んだ企業でほぼ埋まるに至っている。今後、フェーズ1では、効果的な運営管理とサービス提供を行っていくことが課題となっているが、IPIEA、JAIP 運営企業、多種多様な入居企業、ユーティリティ・サービス提供機関などのステークホルダーが複雑に絡み合っており、課題解決のための役割の整理や関係者間の調整が容易ではない。また、フェーズ2については、マスタープランに基づきインフラを整備するとともに、入居企業の誘致を進めていく必要がある。さらに JAIP の発展には、JAIP 内に留まらず、物流の改善、貿易の振興など外部環境の整備も欠かせない。係る状況の中、パレスチナ自治政府は我が国に対し、JAIP を通じた貿易と産業促進に係る支援を求めてきた。本業務は、パレスチナ自治政府による、JAIP を取り巻く課題の解決への取り組みに助言と支援を行うものである。

第3条 事業の概要

- (1) 件名：パレスチナ 投資と産業振興アドバイザー業務
- (2) サイト/対象地名：ヨルダン川西岸 ラマツラ、ジェリコ
- (3) 実施期間：2023年5月～2026年5月を予定(計36ヵ月)
- (4) 相手国関係者(カウンターパート機関)
IPIEA、JAIP運営企業、(必要に応じて、IPIEA監督省庁である国民経済庁(Ministry of National Economy、以下「MONE」))
- (5) 上位目標：
パレスチナ工業団地への投資環境が整備される。
- (6) 事業の目標：
JAIPへの企業誘致が進み、JAIPの運営管理が持続的に行われる。
- (7) 期待される成果：
成果1：JAIP向け投資環境整備に係る課題が分析され、効果的な改善策が策定・実施される。
成果2：JAIP運営管理に係る課題が分析され、効果的な改善策が策定・実施される。
成果3：JAIPを活用した物流戦略や輸出促進策が提案される。
- (8) 活動
活動1-1：投資環境の整備に係る課題・ボトルネック分析。
活動1-2：上記課題へのIPIEA・運営企業双方の対応に係る助言と改善策の実施支援
活動1-3：IPIEAに対するワンストップ・ショップ(OSS)細則の策定支援、JAIPでのOSS提供能力の強化。
活動2-1：工業団地運営に係る個々の問題分析。
(含む開発計画、ビジネスプラン、財務等の経営体制、テナントサービス等)
活動2-2：上記分析に対する改善策の実施支援。
活動3-1：物流改善・輸出促進に係るボトルネック分析(含む潜在的マーケット)
活動3-2：物流改善・輸出促進に係る他の機関(ドナー、国際機関等)の事業内容を確認し、その連携策を助言する。
活動3-3：物流改善・輸出促進に係るIPIEA/運営企業双方の取り組みを支援する。

第4条 業務の目的

本事業は、JAIP の投資環境、運営管理にかかる関係機関の能力向上を支援し、また関連法制度や計画等の策定への助言、各ステークホルダーによる工業団地運営や物流改善に係る取組みを調整、支援することを目的としている。活動を通じて、工業団地の運営管理に係る課題分析・解決能力が強化され、また投資環境が改善されることを目指し、ひいては、パレスチナへの産業振興に寄与することを期待する。

第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、IPIEA及びJAIP運営企業をC/P

として、「第7条 業務の内容」に記載する業務を実施する。併せて受注者は、事業全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じ事業の方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

- (2) 受注者は本業務実施にあたり、事業の目的がパレスチナ側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) 受注者は本業務の進捗に応じて、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、パレスチナ側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 平和と繁栄の回廊構想としての JAIP

日本政府は、中東の平和と安定のために「平和と繁栄の回廊構想」を打ち出し、パレスチナ、ヨルダン、イスラエルと日本の地域協力によりパレスチナの経済的な自立を促してきた。同回廊構想の旗艦事業となる JAIP の開発には日本政府のみならず各国政府、機関が注目している。本事業は JAIP の持続的な開発・発展を後押しするものである。2017年12月に行われたフェーズ2の除幕式にて日本政府は、JAIP に産業人材育成センターを新設し、物流の円滑化(キング・フセイン橋(アレンビー橋)の機能拡張や JAIP~ヨルダンを結ぶ JAIP 専用道路の建設準備)等を表明している。JAIP 開発を促進するために、本事業以外にもインフラ・物流整備等の事業が実施されることが想定され、それらの事業との相乗効果を発揮できるよう、JICA、対パレスチナ日本政府代表事務所(ROJ)等との情報共有を密に行い、関係機関との連携を図ること。

(2) 本事業の実施体制

本事業のカウンターパート(C/P)機関は、第3条(4)相手国関係者に記載している IPIEA と JAIP 運営企業である。前プロジェクトで具体的な活動内容を協議、決定するために成果毎に設置していた WG を、本事業でも引き続きプラットフォームとして活用することとし、コンサルタントは、WG メンバーとして、WG の開催を支援するとともに、この協議に参加し必要に応じて助言等を行うものとする。

コンサルタントは現地業務開始後、パレスチナ側関係各機関及び担当者の役割を明確にし、ワークプランの中で本事業の実施体制案(パレスチナ側・日本側双方)を検討する。最終的な実施体制については、業務開始後3か月以内に JICA 及びパレスチナ側関係者の合意を得ること。その後変更の必要が生じた場合は、適宜 JICA 及びパレスチナ側関係者の合意を得た上で変更を行う。

(3) 既往プロジェクトで育成された現地リソースの活用

JICA がこの分野においてこれまで実施した協力の中で育成した旧 PIEFZA 職員、JAIP 運営企業、サービス・プロバイダー、関連省庁職員、ジェリコ地方自治体関係者との協働を通じてより効率的な産業団地運営・開発を目指す。

(4) 現地リソースの活用

工業団地のテナントサービスの向上のために、「パレスチナ零細中小企業開発向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」及び「パレスチナ産業振興プロジェクト」で育成されたナショナルエキスパート(NE)の活用を検討する。

(5) 官民の役割分担の明確化と信頼関係醸成

工業団地開発を進めていくためには、官民(PIPEA、JAIP 運営企業)の連携が不可欠である。本事業を進めるにあたっては双方の信頼関係を醸成していく環境を作っていくことが望ましい。

(6) 他ドナーとの連携

工業団地開発は日本以外にフランス(AFD)が支援しているベツレヘム工業団地(52.5ha)、ドイツ(KfW)が支援しているジェニン工業団地(87.7ha)、米国国際開発庁(USAID)、世銀が支援したガザ工業団地(50ha)がある。工業団地開発に関して、他機関とも密に情報を共有し、ドナーが一体となりパレスチナ政府を動かしていくことが望ましい。また、アレンビー橋を経由した物流支援についても、英国等を中心に支援の議論が活発化しており、情報収集及び連携可能性について検討するものとする。

(7) 柔軟な計画の見直し

本事業においては、事業を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。コンサルタントは、事業全体の進捗、成果の発現状況・課題等を把握し、協力終了後に達成が期待される目標の達成に向けて、必要に応じて事業の方向性、活動内容について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方 C/P との合意文書の変更、契約変更等)を取るものとする。

(8) 現地渡航のタイミング

本業務においては、短期間の現地渡航を繰り返す、いわゆるシャトル型の現地渡航を想定している。協力期間を通じて、各 C/P のニーズに即応した適切なタイミングで支援を行えるよう、現地渡航のタイミングを検討すること。

(9) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をパレスチナおよび日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。

第7条 業務の内容

【全成果共通】

(1) ワークプランの作成

業務実施の基本方針、方法、項目、作業計画、モニタリング方法等をワークプランとして取りまとめ、JICA パレスチナ事務所、経済開発部、中東・欧州部の承認を得る。

(2) ワークプランの説明・協議

ワークプランを MONE、IPIEA、JAIP 運営企業に説明し、内容について協議する。内容に修正の必要が生じた場合には JICA パレスチナ事務所に確認したうえで修正し、修正版について合意を形成する。

【成果1関連】

(3) 投資環境の整備に係る課題・ボトルネック分析

前プロジェクトにおいては、工業団地に係る法律について、主にヨルダン、エジプト、UAE との比較検討を踏まえてパレスチナにおける法制度の課題を取りまとめ、その結果明確となった課題である長期間運営していないテナントへの罰則等を盛り込んだIPIEA法案の策定、提案に至っている。他方、パレスチナの投資環境整備にあたっては、前プロジェクトの期間中、監督省庁であったPIEFZAとPIPAの合併や、IPIEAのCEOの交代があり、必ずしも組織体制が強固であるとは言えず、投資環境の整備に係る課題認識及び支援ニーズ、実施体制についても定まらない状況があった。したがって、本事業では、改めて工業団地の投資環境の整備にあたっての課題、ボトルネックを抽出、分析し、法律面、施策面及び運用面での課題を整理する。また、海外からの投資を呼び込むために必要な法律・細則、施策についても分析する。¹

(4) 上記課題への IPIEA・運営企業双方の対応に係る助言と改善策の実施支援

上記の分析を踏まえ、有効な施策と計画について、IPIEA 及び JAIP 運営企業と協議し、策定を支援する。また、対応に係る助言と改善策の実施につき支援する。なお、支援の際は、パレスチナ側 C/P のオーナーシップを醸成するよう配慮すること。

(5) IPIEAに対するワンストップ・ショップ(OSS)細則の策定支援、JAIPでのOSS提供能力の強化

前プロジェクトでは、エジプトにおけるOSS細則案をもとに、エジプトの事例を踏まえてOSS細則案を作成したが、承認には至っていない。OSSについては、JAIP入居企業のニーズが強く、本事業でもIPIEAに対し引き続き策定支援を行うとともに、策定後の提供に係るJAIP内業務フローの整理、確立や、各関係機関との調整などを含め、OSS提供能力の強化まで支援する。

【成果2関連】

¹ JAIPの優位性を高めるとの視点を加え、投資環境の整備に係る課題の抽出・分析方法をプロポーザルで提案してください。

(6) 工業団地運営に係る個々の問題分析(含む開発計画、ビジネスプラン、財務等の経営体制、テナントサービス等)

前プロジェクトにおいて、IPIEA に対しては他国の事例紹介や関係機関との連携促進が図られ、工業団地運営に係る一定の能力強化が図られた。また、JAIP 運営企業に対しても、定期的な O&M実施及びインフラの修繕が行われるようになっている。他方、中長期的な JAIP の開発計画、ビジネスプランの策定には至っておらず、また、適切なリース料金の設定や企業誘致等を通じ、JAIP 運営企業の財務等の経営体制も強化する必要がある。かかる状況の中、こうした課題点も踏まえ、JAIP運営に係る個々の課題、ボトルネックを分析する。また、前案件で育成された NE が JAIP のテナントサービスについて助言、Business Advisory Service(BAS)を提供する支援の実施についても検討する²。

(7) 上記分析に対する改善策の実施支援

上記の分析を踏まえ、対応に係る助言と改善策の実施につき支援する。なお、支援の際は、パレスチナ側 C/P のオーナーシップを醸成するよう配慮すること。³

【成果3関連】

(8) 物流改善・輸出促進に係るボトルネック分析(含む潜在的マーケット)

ポスト・コロナにおいて急激に貿易輸送量が増加しており、アレンビー橋のヨルダン側では、多くの貨物が滞留し貨物車の渋滞が引き起こされている。かかる状況の中、パレスチナ・ヨルダン間の物流改善、輸出促進において JAIP が持つ地理的ポテンシャルは非常に大きい。主にアレンビー橋経由の物流改善・輸出促進に係るボトルネック分析するとともに、パレスチナ産品、JAIP産品のマーケットについての調査を行う。

(9) 物流改善・輸出促進に係る他の機関(ドナー、国際機関等)の事業内容を確認し、その連携策を助言する。

(8)で述べた状況の中、英国の物流促進・税務支援プログラム(TASDEER)下で実施されたアレンビー橋経由の貿易促進に係る調査報告の中にJAIP専用道路の有用性について明記され、また、EU が貨物ターミナルにおいてパイロット事業を実施するなど、他ドナー、国際機関等の JAIP 及び周辺地域への注目が集まっている。従って、これら機関の事業内容、支援方針について情報収集し、連携策につき、JICA パレスチナ事務所、本部とも適宜情報共有を行ったうえで、IPIEA に助言を行う。⁴

² NEの活用など、JICAによる既往プロジェクトへの協力の成果を本事業の効果的な実施に活用する方法について、プロポーザルで提案してください。

³ JAIPには、IPIEA、JAIP運営企業、多種多様な入居企業、ユーティリティ・サービス提供機関など多くの関係者が存在しています。こうした関係者に、如何に効果的に助言し支援していくのか、プロポーザルで提案してください。

⁴ アレンビー橋経由の物流改善・輸出促進を進めるには、ヨルダン側の動向を把握することも重要です。パレスチナ側のみならず、ヨルダン側を含めアレンビー橋経由の物流改善・輸出促進に係るドナー、国際機関の支援動向についての情報収集の方法をプロポーザルで提案してください。

(10) 物流改善・輸出促進に係るIPIEA/運営企業双方の取り組みを支援する。

(8)の分析及び(9)で導出された連携策に基づくIPIEA及びJAIP運営企業双方の取り組みを支援する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。業務完了報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書の作成にあたっては、発注者と十分に協議を行うこと。

報告書名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結後 10営業日以内	PDFデータ(和文)
ワークプラン	業務開始 約6ヵ月後	PDFデータ(英文)
業務進捗報告書	① 業務開始 約12ヵ月後 (2024年5月頃) ② 業務開始 約24ヵ月後 (2025年5月頃)	PDFデータ(和文・英文)
業務完了報告書	履行期間の末日	和文3部、英文3部 CD-R 2部(和文・英文)

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等はPDFデータ提出とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、発注者と受注者で協議の上、確認する。

1) 業務計画書

共通仕様書に従って作成。

2) ワークプラン

業務計画書に準じて作成。

記載項目(案)

- ① 業務の概要(背景・経緯・目的)
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 活動計画
- ⑦ 要員計画
- ⑧ その他必要事項

3) 業務進捗報告書

- ・当該期間に作成した技術協力作成資料を併せて添付する。なお、業務進捗報告書①には、課題・ボトルネック分析の結果を添付する。
- ・和文では発注者に報告すべき特記事項があれば追記する。

記載項目（案）

- ① 業務の概要
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 期待される成果の達成度
- ⑤ 今後の活動／協力に向けての提言

4) 業務完了報告書

- ・案件終了時点までの取組結果をまとめた記録であり、今後の類似案件において活用される教訓を含む。
- ・案件終了の約3カ月前に報告書案（和文・英文）を発注者に提出し確認を受ける。発注者及びC/Pとのレビューの結果を踏まえ、報告書を修正し確定する。
- ・本業務を通じて作成した技術協力作成資料を併せて添付する。
- ・和文では発注者に報告すべき特記事項があれば追記する。

記載項目（案）：業務進捗報告書と同じ

(2) 技術協力作成資料

受注者が直接、もしくは相手国側実施機関が作成した以下のような資料を業務進捗報告書とともに電子データにより提出する。

- 1) 課題・ボトルネック分析調査結果
- 2) ビジネスプラン、法整備支援等に係る作成資料
- 3) 運営管理ワークフロー、投資促進に係るガイドラインの改定版、マニュアル・ツール
- 4) 実施機関やJAIPテナント等を対象としたセミナー、ワークショップに係る資料（プレゼンテーション資料等を含む）

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（業務フローチャート詳細、WBS等）
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務従事者の従事計画／実績表

(4) 収集資料

業務時に入手した資料及びデータは整理してリストを付した上で、発注者に提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案 での該当条項
1	JAIP 向け投資環境整備に係る課題分析の手法の現状に係る問題分析	第7条 業務の内容 (3)
2	JAIP の既往プロジェクトのアセットの活用方法	第7条 業務の内容 (6)
3	JAIP 運営に係る改善策実施に係る支援方法	第7条 業務の内容 (7)
4	物流改善・輸出促進に係るドナー、国際機関の支援動向の情報収集方法	第7条 業務の内容 (9)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: 投資促進、産業振興、工業団地運営管理、輸出振興、物流改善

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2)を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／工業団地開発／投資環境整備
- 工業団地運営／輸出振興
- 物流促進

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 22 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／工業団地開発／投資環境整備)】

- ① 類似業務経験の分野: 工業団地開発・経営体制強化、投資促進、産業振興
- ② 対象国及び類似地域: 途上国全域(中東地域の経験があれば望ましい)
- ③ 語学能力: 英語

【業務従事者: 工業団地運営／輸出振興】

- ① 類似業務経験の分野: 工業団地運営管理、産業振興、輸出振興
- ② 対象国及び類似地域: 途上国全域(中東地域の経験があれば望ましい)
- ③ 語学能力: 英語

【業務従事者: 物流促進】

- ① 類似業務経験の分野: 物流促進、輸出振興
- ② 対象国及び類似地域: 途上国全域(中東地域の経験があれば望ましい)
- ③ 語学能力: 評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA 専門家検定は、従来より語学評価の対象外となっています。

(詳細: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2023年5月に開始し、2026年5月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 22人月 (現地: 17人月、国内: 5.0人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／工業団地開発／投資環境整備(2号)
- ② 工業団地運営／輸出振興(3号)
- ③ 物流促進(3号)

3) 渡航回数を目途 全17回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- 案件概要表
- パレスチナ「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」
(2014年3月～2017年3月)事業完了報告書

2) 公開資料

- パレスチナ「ジェリコ農産加工団地のための PIEFZA 機能強化プロジェクト」
(2010年9月～2013年3月)
事業完了報告書(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000568/index.html>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	有無
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語↔*語)	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

JICA が定める「安全対策措置」(随時更新)の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。

また、JICA 事務所が策定する「パレスチナ自治区・イスラエル国安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください(同マニュアルは、JICA の国別安全対策情報 HP (URL: <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) からアクセス可能です。(参考)安全対策措置(2022年12月21日時点)

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい

い。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

122,528,000円（税抜）

なお、この契約では定額計上指示部分はありません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費

(4) 定額計上について

該当はありません。

(5) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒イスタンブール⇒テルアビブ(トルコ航空)

東京⇒ドバイ⇒テルアビブ(エミレーツ/ベトナム航空)

(7)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8)外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9)その他留意事項

調整単価が設定されておらず「領収書による実費精算」となっている場合)イスラエル国／パレスチナ内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙2:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	16	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3)要員計画等の妥当性	6	
(4)その他(実施設計・施工監理体制)	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／工業団地開発／投資促進	(26)	(11)
ア)類似業務の経験	10	4
イ)対象国・地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	4	2
エ)業務主任者等としての経験	5	2
オ)その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	(—)	(11)
ア)類似業務の経験	—	4
イ)対象国・地域での業務経験	—	1
ウ)語学力	—	2
エ)業務主任者等としての経験	—	2
オ)その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ)業務管理体制	—	4
(2)業務従事者の経験・能力： 工業団地運営管理／輸出振興	(12)	
ア)類似業務の経験	6	
イ)対象国・地域での業務経験	1	
ウ)語学力	2	
エ)その他学位、資格等	3	
(3)業務従事者の経験・能力： 物流促進	(12)	
ア)類似業務の経験	8	
イ)対象国・地域での業務経験	1	
ウ)語学力	0	

エ)その他学位、資格等	3
-------------	---